

リサイクル法の届出 電子申請による受付について

運用開始日：令和8年1月5日（月）

■届出対象工事

特定建設資材（※1）を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事や土木工事等で、建設工事の規模が下記の表に該当するもの。

工事の種類	届出が必要な規模
建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替え(リフォーム等) ※2	請負代金の額 1 億円以上(税込)
その他の工作物に関する工事 (宅地造成・擁壁工事等の土木工事等)	請負代金の額 500万円以上(税込)

※1 特定建設資材（法第2条第5項、政令第1条）…コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

※2 建築物に係る工事であって、建築物の解体及び新築・増築工事に該当しない工事

■届出日

届出は、工事着手日の7日前までに行う必要があります。原則として届出がシステムに到達した日を届出日とします。（※システムによる届出は24時間可能ですが、開庁時間外の届出の場合は職員による審査は次の開庁日以降となります。年末年始等の長期閉庁期間中は、職員による審査ができないため、余裕を持った申請をお願いします。）

■届出書データ

届出に必要な書類①～⑤をそれぞれ別のPDFファイルで保存してください。

- ① 届出書・分別解体等の計画等
- ② 工程の概要を示す書面
- ③ 付近見取り図（都市計画図又は住宅地図等）
- ④ 建築物等の設計図又は写真
- ⑤ 委任状（代理者が届出する場合のみ）

■システムによる届出事前準備

①「ログインして申請に進む」と②「メールを認証して申請に進む」の2通りの手段があり、①の手段による場合は、事前にアカウント登録が必要です。「ログインして申請に進む」の場合、①-1. Google でログイン、①-2. LINE でログイン、①-3. Graffer アカウントでログインの3通りから選択可能です。選択後は画面の指示に従ってログインしてください。

・メールのやり取りが発生しますので、下記のメールアドレスからのメールを受信できるようにしておいてください。

▶ kenchiku@city.higashiomi.lg.jp (東近江市 建築指導課)

▶ noreply@mail.graffer.jp (電子受付システム)

■システム上の流れ

① 電子受付システムへログイン

② 必要情報の入力

③ 届出書データのアップロード

④ 「申請が完了」と表示されたら登録されたメールアドレスに「受付のお知らせ」メールが届いているかを確認する。

～審査（3日以内目安）～

(※もし訂正事項があった場合は、訂正に関するメールが届き、訂正後にデータを再度アップロードする必要があります。)

▼R8年度から撤廃

⑤ 「受理のお知らせ」メールが届き次第、メール内のURLにアクセスし届出済証(現場の看板に掲示すること)・副本をダウンロードする。